

社団法人 日本海外ツアーオペレーター協会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人日本海外ツアーオペレーター協会(以下「本協会」という)
(英文 OverseasTour Operators Association of Japan 略称 OTOA Japan) と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を東京都港区に置く。

(支部)

第 3 条 本協会は、必要に応じ支部を置くことができる。
2. 支部に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(目的)

第 4 条 本協会は、海外における運輸、宿泊、食事、ガイド等を手配する業務(以下「海外地上手配」という。)の向上及び海外旅行者の安全の確保、利便の増進を図り、もって国際観光事業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海外地上手配に関する安全対策
- (2) 海外地上手配に関する情報の収集及び提供・広報
- (3) 海外地上手配に関する研修会等の開催
- (4) 海外地上手配に関する苦情処理
- (5) 海外地上手配の健全な発展を図るための調査、研究
- (6) 内外観光関係諸団体との連絡協調
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種別)

第 6 条 本協会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 海外地上手配業務に係る事業を行う日本法人、又は日本国内に登録している外国法人
- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、賛助する国内並びに海外の法人及び団体、又は個人
- (3) 名誉会員 本協会に特に功労のあった者で、総会において推薦された者

(入会)

第 7 条 本協会の正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会が別に定める基準により理事会において可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

2. 名誉会員に推された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(入会金及び会費の納入)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第 9 条 会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 1 年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 本協会が解散したとき。

(退会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。

2. 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款・規則、又は総会の決議を無視する行為があったとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第13条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 14名以上 16名以内 (会長、副会長及び専務理事を含む)
- (5) 監事 2名

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の内から選任する。ただし、総会において必要と認めるときは理事及び監事は、正会員以外から選任することができる。ただし理事については7名ないし8名以内とする。

2. 会長、副会長及び専務理事は理事の互選とする。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
4. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
5. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(職務)

第15条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位にしたがいその職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
5. 監事は、民法第59条に定める業務を行う。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、総会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第 18 条 役員は無給とする。ただし常勤の役員等は有給とすることができる。

2. 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長)

第 19 条 本協会に名誉会長 1 名を置くことができる。

2. 名誉会長は、総会の議決を経て、業界人、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3. 名誉会長は、本協会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べ又会議に出席して意見を述べるができる。

(顧問)

第 20 条 本協会に顧問 1 名以上 3 名以内を置くことができる。

2. 顧問は、総会の議決を経て、業界人、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3. 顧問は、本協会の運営に関する基本的事項について、会長の諮問に応じ意見を述べ又会議に出席して意見を述べるができる。

4. 顧問には、第 16 条第 1 項及び第 18 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第 4 章 総 会

(種別)

第 21 条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 15 条第 5 項の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第 2 項の規定により請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の目的である事項、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第26条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他重要な事項

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 正会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2. 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2. 通常理事会は、年 2 回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の目的である事項、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数等)

第 37 条 理事会には、第 28 条から第 31 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 38 条 会長は、本協会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会等を置くことができる。

2. 委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
3. 前 2 項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第40条 本協会の財産は会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第42条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。

この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第45条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第46条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 48 条 本協会は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 49 条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、本協会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 50 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局に関する規程は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 51 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 事業計画及び予算に関する書類
 - (5) 事業報告及び決算に関する書類
 - (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 理事及び監事の履歴書
 - (10) 職員の名簿及び履歴書
 - (11) その他必要な帳簿及び書類
2. 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な細則は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1. この定款は、本協会の設立許可のあった日(平成 3 年 8 月 20 日)から施行する。
2. 本協会の設立により、日本海外ツアーオペレーター協会の会員及び一切の財産は、本協会が承継する。
3. 本協会設立当初の役員は、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。
4. 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は第 25 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

定款変更(第 13 条) 平成 9 年 5 月 22 日 (運輸省運政第 181 号により承認)

定款変更(第 33 条) 平成 10 年 5 月 21 日 (運輸省運政第 258 号により承認)

定款変更(第 8 条) 平成 12 年 7 月 10 日 (運輸省運政第 283 号により承認)

定款改定 平成 14 年 6 月 27 日 (国土交通省国官総第 196 号により承認)

定款改定 平成 18 年 6 月 29 日 (国土交通省国官総第 231 号により承認)